

「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(第6管理期間、令和2年6月26日変更)の第3「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」のうち採捕の種類別及び期間別の割当量について、下記のとおり残量を確定しました。

令和2年12月4日

京都府農林水産部水産課

記

1 定置漁業の期間別の割当量、採捕数量及び残量

(1) 小型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
令和2年4月～令和2年11月	2.2	0.0106	2.1894	
令和2年12月～令和3年3月	20.1			22.2894
計	22.3	0.0106		

(2) 大型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
令和2年4月～令和2年11月	24.0	4.8772	19.1228	
令和2年12月～令和3年3月	6.0			25.1228
計	30.0	4.8772		

2 漁船漁業の期間別の割当量、採捕数量及び残量

(1) 小型魚 (トン)

	割当量(当初)	採捕数量	残量	割当量(繰入後)
令和2年4月～令和2年11月	0.9	0.0020	0.8980	
令和2年12月～令和3年3月	0.3			0.8980
計	1.2	0.0020		

(2) 大型魚  
変更なし